

《 令和 8 年度南三陸町志津川湾夏まつり出店規約 》

(1) 出店に関して

- ① 出店者はいかなる場合にも本出店規約を遵守しなくてはならない。
違反する行為・第三者への迷惑行為・公序良俗に反する行為・志津川湾夏まつり実行委員会（以下実行委員会とする）の指示に従わない行為と、実行委員会が判断した場合は、即時出店取消又は出店の拒否、排除するものとする。
この場合実行委員会は出店者に一切の損害の補償並びに支払われた費用の返還を行わない。
- ② 実行委員会（事務局）からの連絡事項はメールにてお送りする為、有効（送受信可能）なメールアドレスを出店申込フォームに入力する。
※有効なメールアドレスをお持ちでない場合は出店申込できない
- ③ 出店可否は実行委員会による協議により決定し、結果はメールにて通知する。
※「post@m-kankou.jp/chiba-yu@m-kankou.jp」からのメールが受信できるよう受信設定する
- ④ 出店場所は実行委員会が指定し、出店者はそれに従うものとする。
実行委員会は出店者からの場所の指定・苦情・陳情などを一切受け付けないものとする。
夏まつり当日に実行委員会の判断により出店場所の移動指定された場合も含まれるものとする。
- ⑤ 夏まつり当日の出店の様子をおさめた写真は、実行委員会（町と南三陸町観光協会含む）が運営する HP や SNS サービス及びチラシ等印刷物への掲載について承諾するものとする。
- ⑥ 夏まつり当日は常時店舗責任者を配置し、不在の場合は必ず代理を立てる。
- ⑦ 夏まつり当日は 21 時 50 分までに撤収作業を終える。
- ⑧ 出品する商品に「食品」が含まれる場合には必ず出店申込時に入力する。その場合、出店者は食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従う。
さらに出店者（販売員含む）が自主責任として食中毒や感染症・事故・苦情等が発生しないように十分注意する。
- ⑨ 実行委員会の判断により商品や販売方法を規制、販売停止することがある。
- ⑩ 出店者は、夏まつり開催中（搬入・準備・搬出含む）出店に関して発生した、事故や苦情に対してすべての賠償責任を負うものとする。万が一事故や苦情が発生した場合は、出店者自らの責任と費用をもって誠実に対応し、速やかに実行委員会へ報告すること。
※出店者間のトラブルが発生した際も賠償責任を負うものとする。万が一トラブルが発生した際は、出店者間で誠意をもって協議し解決を目指し、速やかに実行委員会へ報告すること
(トラブルが解決に至らなかった場合は、関係店舗連帯責任として出店を取り止めるとともに翌年以降の出店は不可とする)
- ⑪ 出店者は出店場所を含む会場を汚さぬよう、傷つけぬよう十分に注意し、夏まつり終了時には清掃し原状回復をする。会場内で故意・過失に関わらず破壊・破損行為があった場合、出店者自らの責任と費用をもって対処する。
- ⑫ 出店者都合で出店を取り止める場合、速やかに実行委員会事務局へ連絡を入れ、それに対し事務局が

らの了承の返答があった時点で取り止めが受理されたものとする。

無連絡で取り止めた場合は出店料と同額の金額をキャンセル料として実行委員会に支払う。

※キャンセル料の振込手数料が発生する場合は出店者負担とする。

- ⑬ 地震や台風といった天災、雨天含めた悪天候、周辺での火災、テロ行為、行政機関の指示など不可抗力によりやむを得ず開催中止・縮小の判断となり、出店ができなくなった場合、実行委員会は出店者に対し運営負担金 3,000 円を差し引いた出店料を返金する。ただし、準備等出店に関して生じた損額は補償しない。

※返金時に振込手数料が発生する場合は出店者負担となる。

※中断の場合は、出店料の返金はしない（準備等出店に関して生じた損額は補償しない）。

- ⑭ 天候などの都合で出店場所の配置換えを行った場合、その他実行委員会の判断により出店場所の配置換えを行った場合、その決定が夏まつり開催日前もしくは当日に関わらず、実行委員会は商品の買い取り含め損害の補償請求を一切受けない。

- ⑮ その他の想定外の事態が発生した場合は、実行委員会の判断に委ねるものとする。

(2) 禁止事項

① 通行止め開始後、通行止め区間へ車の乗り入れ禁止

※実行委員会並びに警備員・警察から車両移動の要請があった場合は即応じること

② 営業終了時間 20 時 30 分以降の販売禁止

※通行止め解除となる 21 時 50 分までに撤収作業を終えること

③ 近隣事業者（個人含む）の敷地内へ無断進入及び駐車禁止（物品を勝手に置く事も禁止）

④ 駐車許可証の無断複製及び他者への譲渡禁止

⑤ 法規により禁止されている物品や周辺に危険・迷惑を及ぼす物品の販売禁止

⑥ 産地や食品添加物などの偽称、紛らわしい商品表示禁止

⑦ 20 歳未満の方への酒類の販売禁止

⑧ 拡声器やドローンを使用した宣伝は禁止

⑨ 危険物の持込みや使用は禁止

⑩ 有償、無償に関わらず第三者へ出店する権利を貸付・転売・譲渡することは禁止

⑪ 粗暴卑猥な言動、来場者・近隣住民・他の出店者・実行委員会関係者に迷惑をかける行為は禁止

(3) 違約金

・出店者及び従事者が本規約に反した場合、実行委員会の指示に従わなかった場合は、実行委員会の判断により出店の取り止めを行えるものとし、違約金 50,000 円を徴収する。さらに、翌年以降の当イベントへの出店は不可とする。

※上記の場合いかなる理由においても、実行委員会は出店者に一切の損害の補償並びに支払われた費用の返還を行わない。